

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
実施機関の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（課名等）	教育部学校教育課 西部学校給食センター 北部学校給食センター 南部学校給食センター 東部東和学校給食センター 東部津山学校給食センター	
個人情報ファイルの利用目的	学校給食費の滞納管理に利用する	
個人情報ファイルの記録項目	1氏名、2住所、3宛名番号、4生年月日、5世帯番号、6家族情報、7名寄情報、8資格情報、9賦課年度、10通知番号、11調定額、12収納額、13未納額、14交渉経過記録、15分納情報	
記録範囲	学校給食提供者（幼小中の園児・児童生徒・教職員・給食センター職員）	
収集方法	給食費管理システムとの連携	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報を経常的に提供する場合は提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	登米市教育委員会 教育総務課
	所在地	〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報の処理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。